

平成28年度

事業報告書

 公益財団法人 **J K A**

目 次

I 本財団の概要

1. 事業内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 主たる事務所及び従たる事務所の所在地・・・・・・・・・・ 2
3. 役員の定数並びに役員ごとの氏名、役職、任期及び経歴・・ 2
4. 職員数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
5. 沿革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
6. 評議員会の構成員の氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

II 事業の実施状況

第1部 競輪収益による補助事業

1. 競輪収益による機械工業振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
2. 競輪収益による公益事業振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第2部 競輪運営支援業務

1. 競輪の振興、国際化及び効率的な実施のための施策の調査研究、
企画立案並びに総合調整・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
2. 競輪その他自転車競技に関する広報宣伝・・・・・・・・・・ 13
3. 競輪の公正かつ円滑な実施に資する事業・・・・・・・・・・ 14
4. 交付金の還付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
5. その他競輪に関する事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

第3部 小型自動車競走収益による補助事業

1. 小型自動車競走収益による機械工業振興・・・・・・・・・・ 21
2. 小型自動車競走収益による公益事業振興・・・・・・・・・・ 22

第4部 小型自動車競走運営支援事業

1. オートレースの振興及び効率的な実施のための施策の調査研究、
企画立案並びに総合調整・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
2. オートレースに関する広報宣伝・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
3. オートレースの公正かつ円滑な実施に資する事業・・・・・・・・ 27
4. 交付金の還付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
5. その他オートレースに関する事業・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

第5部 自転車競技法に基づく競輪の競技実施事業

1. 競輪競技運営事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
2. 競輪開催関連事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

第6部 競輪の公正かつ安全な開催運営及び発展に貢献する車両情報システムの安定 かつ安全な運用管理及び開発事業

1. 車両情報システムの移行・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
2. 車両情報システムの安全な運用管理・・・・・・・・・・ 37

- 3. 車両情報システムの研究開発 37
- 4. 車両情報システムに係る適正な調達の実施 37
- 5. その他車両情報システムに関する事業 37

第7部 自転車競技スポーツの普及及び振興に関する事業

- 1. 地域における自転車競技者層の底辺拡大 38
- 2. その他関連事業 38

第8部 本財団の目的を達成するために必要な事業

- 1. ガバナンスの強化 39
- 2. 方針管理・業務改善 39
- 3. 組織機能の強化と事業の効率化 39
- 4. 事業の適正化 39
- 5. 不動産賃貸事業 40

附属明細書について 41

平成 28 年度事業報告書

I 本財団の概要

1. 事業内容

自転車、小型自動車その他の機械に関する事業及び体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興を図るとともに、競輪及び小型自動車競走の公正かつ円滑な実施及び振興のため必要な業務並びにその他の関連業務を行い、もって地方財政の健全化及び社会・文化の向上発展に寄与することを目的とする。

- (1) 自転車、小型自動車その他の機械に関する事業の振興のための事業を補助すること。
- (2) 体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興のための事業を補助すること。
- (3) 競輪の審判員及び競輪に出場する選手の検定及び登録並びに競輪に使用する自転車の種類及び規格の登録を行うこと。
- (4) 小型自動車競走の審判員及び小型自動車競走に出場する選手の検定及び登録並びに小型自動車競走に使用する小型自動車の登録を行うこと。
- (5) 競輪の検車員及び先頭固定競走の先頭誘導選手の認定並びに競輪に使用する自転車の部品及び小型自動車競走に使用する小型自動車の部品の認定を行うこと。
- (6) 選手及び自転車又は小型自動車の競走前の検査の方法、審判の方法その他の競輪又は小型自動車競走の実施方法を定めること。
- (7) 選手の出場のあっせんを行うこと。
- (8) 審判員、選手その他の競輪又は小型自動車競走の実施に必要な者を養成し、又は訓練すること。
- (9) 選手の褒賞を行うこと。
- (10) 競輪及び小型自動車競走の振興、国際化及び効率的な実施のための施策の調査研究、企画立案並びに総合調整を行うこと。
- (11) 競輪その他自転車競技及び小型自動車競走に関する広報宣伝を行うこと。
- (12) 自転車競技法第 16 条第 1 項各号及び小型自動車競走法第 20 条第 1 項各号の規定による交付金の受入れを行うこと。

(13) 自転車競技法第 40 条に規定する競輪事業を行うこと。

(14) 自転車競技スポーツの競技者の養成及び愛好家層の拡大並びに自転車競技スポーツの普及及び振興に関する事業を行うこと。

(15) 競輪の情報システムに関する事業を行うこと。

(16) 前各号に掲げるもののほか、本財団の目的を達成するために必要な事業

2. 主たる事務所及び従たる事務所の所在地

(1) 主たる事務所

〒102-8011 東京都千代田区六番町 4 番地 6

(2) 従たる事務所

(伊豆事業所) 〒410-2402 静岡県伊豆市大野 1827 番地

(有明事業所) 〒135-8072 東京都江東区有明三丁目 4 番地 10 号

3. 役員の定数並びに役員ごとの氏名、役職、任期及び経歴（平成 29 年 3 月 31 日現在）

役職	定数	氏名及び任期	経歴
会長	1 人	吉田 和憲 H27. 6. 26 ～就任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会（平成 29 年 6 月頃開催予定）の終結の時	(株) 豊田自動織機相談役
専務理事	1 人	笹部 俊雄 H27. 6. 26 ～就任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会（平成 29 年 6 月頃開催予定）の終結の時	(財) J K A 機械工業振興グループ長
執行理事	12 人以内	渡邊 実 H27. 6. 26 ～就任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会（平成 29 年 6 月頃開催予定）の終結の時	(公財) J K A 審議役

役職	定数	氏名及び任期	経歴
		福島 厚 H27. 6. 26 ～就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会（平成29年6月頃開催予定）の終結の時	(財) J K A 総務グループ長
		木戸 寛 H27. 6. 26 ～就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会（平成29年6月頃開催予定）の終結の時	(公財) J K A 競輪業務部長
		谷澤 俊彦 H27. 6. 26 ～就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会（平成29年6月頃開催予定）の終結の時	経済産業省大臣官房情報システム厚生課文書情報管理官 (最終官職)
		川島 聡 H27. 6. 26 ～就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会（平成29年6月頃開催予定）の終結の時	(公財) J K A オートレース事業部長
		塚原 典裕 H27. 6. 26 ～就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会（平成29年6月頃開催予定）の終結の時	(公財) 日本自転車競技会執行理事
		大胡田 泰隆 H27. 6. 26 ～就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会（平成29年6月頃開催予定）の終結の時	(公財) J K A 南関東地区本部総務部部長

役職	定数	氏名及び任期	経歴
		古山 克彦 H27. 6. 26 ～就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会（平成29年6月頃開催予定）の終結の時	(公財)日本自転車競技会執行理事
		一瀬 安弘 H27. 6. 26 ～就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会（平成29年6月頃開催予定）の終結の時	
監事	1人以上 4人以内	磯部 正昭 H27. 6. 26 ～就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会（平成29年6月頃開催予定）の終結の時	公認会計士
		中村 一巖 H27. 6. 26 ～就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会（平成29年6月頃開催予定）の終結の時	
		野村 裕 H27. 6. 26 ～就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会（平成29年6月頃開催予定）の終結の時	

4. 職員数

678名（出向者、嘱託等を除いて629名）（平成29年3月31日現在）

5. 沿革

昭和23年11月	社団法人自転車振興会連合会（特殊法人日本自転車振興会の前身）設立
昭和25年8月	社団法人全国小型自動車競走会連合会（特殊法人日本小型自動車振興会の前身）設立
昭和32年10月	特殊法人日本自転車振興会設立
昭和37年10月	特殊法人日本小型自動車振興会設立
平成19年8月	財団法人日本競輪財団設立
平成19年10月	特殊法人日本自転車振興会は解散し、競輪振興法人として指定を受けた財団法人日本競輪財団が特殊法人日本自転車振興会の業務等を承継するとともに財団法人日本自転車振興会に改称
平成20年4月	特殊法人日本小型自動車振興会は解散し、小型自動車競走振興法人として指定を受けた財団法人日本自転車振興会が特殊法人日本小型自動車振興会の業務等を承継するとともに財団法人J K Aに改称
平成25年4月	公益財団法人としての認定を受け、公益財団法人J K Aに改称
平成26年2月	競技実施法人として経済産業大臣の指定を受ける
平成26年3月	合併に伴う変更に係る事項について内閣総理大臣の認定を受ける
平成26年4月	公益財団法人日本自転車競技会及び公益財団法人車両情報センターと合併

6. 評議員会の構成員の氏名（平成29年3月31日現在）

安西 孝之	公益財団法人日本ゴルフ協会名誉会長
酒井真喜子	特定非営利活動法人国連ウィメン日本協会理事長
高橋 通子	株式会社ル・ベルソー代表取締役
竹田 恆和	公益財団法人日本オリンピック委員会会長
堀田 力	公益財団法人さわやか福祉財団会長
設楽 淳子	株式会社ジェイズヒート代表取締役社長
長友 貴樹	調布市長（東京都十一市競輪事業組合管理者）
林 辰夫	UCI（国際自転車競技連合）公認国際コミセール
横山 和夫	横山公認会計士事務所会長
田中 英彦	情報セキュリティ大学院大学学長
安田 浩	東京電機大学学長

II 事業の実施状況

第1部 競輪収益による補助事業

1. 競輪収益による機械工業振興

(1) 平成28年度実施概要

平成28年度補助事業については、補助事業審査・評価委員会のもと「平成28年度補助方針」、「補助事業審査・評価マニュアル」に基づく審査を行い、広く社会への貢献に資する事業の採否に関し審議した結果、自転車、小型自動車その他の機械工業の振興に関する事業については、128件、13.7億円（前年度151件、11.6億円）の補助金の交付決定を行った。

平成29年度補助事業については、PDCAサイクルの一環である平成26年度補助事業評価等に基づき、補助事業審査・評価委員会において審議を行い、研究者が新技術及び新製品の实用化を目的として行う研究を支援するための新メニューとして「開発研究」を新設するなどの改正を含む「平成29年度補助方針」を策定し、補助事業者の募集を実施した。

(2) 機械工業振興補助事業の実施

① 振興事業補助

計83件、12.1億円の交付決定を行った。

内訳としては、自転車・モーターサイクルの技術革新等重点事業に66件、11.5億円、機械振興に資する事業「ものづくり支援に資する事業」等一般事業に17件、0.6億円の交付決定を行った。

② 研究補助

計45件、1.6億円の交付決定を行った。

内訳としては、機械工業の振興に資する研究事業のうち、研究者による個別研究に34件、1.5億円、若手研究に11件、0.1億円の交付決定を行った。

③ 緊急支援事業

緊急的な対応を必要とする事業については、要望はなかった。

(3) 機械振興補助事業審査・評価委員会

① 機械振興補助事業審査・評価委員会

補助事業審査・評価委員会については、機械振興補助事業審査・評価委員会を5回開催し、平成29年度の補助方針の策定及び補助事業の審査・評価について、審議を行った。

② 研究補助研究部会

平成29年度研究補助について迅速かつ適正に実施するため、事務局にて技術動向等の視点で検討、チェックの後「研究補助研究部会」において審査を行い、研究部会案を審査・評価委員会に附議した。

また、平成28年度複数年研究事業の継続に関する承認を行い、審査・評価委員会に報告を行った。

(4) 機械工業振興補助事業に関する情報発信の強化

① 情報発信の拡充

補助事業の情報発信については、従来の方法を参考に、社会に対する補助事業の周知及び要望数の増加を図るため、下記の方法により実施した。

- ア. 補助事業ホームページにおける特設ページ（研究補助）設置
- イ. TV（スポット）CM
- ウ. ラジオ（レギュラー・スポット）CM
- エ. 新聞・雑誌広告
- オ. メール配信
- カ. 補助事業の紹介動画

② 情報の公開

補助事業ホームページにおいて、「機械振興補助事業審査・評価委員会」の議事概要を公開した。

また、「補助事業の概要」及び「事業成果」を公開した。

③ インターネット申請

申請者にとっての利便性をより高めた新たなインターネット申請システムを導入し、平成 29 年度事業については新システムにて要望受付を行った。

(5) 機械工業振興補助事業の調査・評価

① 補助事業完了後における調査及び補助金の額の確定

ア. 平成 26 年度から平成 28 年度に実施された補助事業を対象に、計 151 件（内訳：平成 26 年度事業実施分 14 件、平成 27 年度事業実施分 126 件、平成 28 年度事業実施分 11 件）について確定調査を行った。

イ. 平成 26 年度から平成 28 年度に実施された補助事業を対象に、計 158 件（内訳：平成 26 年度事業実施分 15 件、平成 27 年度事業実施分 127 件、平成 28 年度事業実施分 16 件）について補助金の額の確定を行った。

② 補助事業の評価

ア. 補助事業者による自己評価を受けて、審査・評価マニュアルに基づき、平成 26 年度補助事業に対して J K A 評価を行った。

イ. 平成 26 年度補助事業の補助事業全体の評価をとりまとめ、補助事業審査・評価委員会評価作業部会へ報告・承認を受けたのち補助事業ホームページに掲載した。

ウ. J K A 補助事業評価の実施に伴う評価資料を拡充・補完するため、利用状況等調査を実施し、その結果を分野別にまとめて補助事業ホームページに掲載した。

エ. 評価の一環として、機械振興補助事業審査・評価委員会において、補助事業者による補助事業の成果発表を 2 件行った。

③ 補助事業審査・評価委員会評価作業部会

P D C A サイクルによって J K A 補助事業全体を改善するため、平成 26 年度事業全体の評価の結果を踏まえ、平成 29 年度の補助方針の見直しの方向性について議論を行った。

2. 競輪収益による公益事業振興

(1) 平成 28 年度実施概要

平成 28 年度補助事業については、補助事業審査・評価委員会のもと「平成 28 年度補助方針」、「補助事業審査・評価マニュアル」に基づく審査を行い、広く社会への貢献に資する事業の採否に関し審議した結果、体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に関する事業については、216 件、26.1 億円（前年度 249 件、24.9 億円）の補助金の交付決定を行った。

平成 29 年度補助事業については、PDCA サイクルの一環である平成 26 年度補助事業評価等に基づき、補助事業審査・評価委員会において審議を行い、被災地域の復興・再生に寄与する活動に対する支援についての名称を「東日本大震災復興支援事業」から「復興支援事業」に改め、「平成 28 年熊本地震」を新たに対象に追加するなどの改正を含む「平成 29 年度補助方針」を策定し、補助事業者の募集を実施した。

(2) 公益事業振興補助事業の実施

① 公益の増進

ア. 重点事業

計 43 件、9.9 億円の交付決定を行った。

内訳としては、自転車・モーターサイクルの普及等の活動に 29 件、7.1 億円、社会環境の整備等に 9 件、2.4 億円、国際交流の推進等に 5 件、0.4 億円の交付決定を行った。

イ. 一般事業

計 62 件、9.0 億円の交付決定を行った。

内訳としては、スポーツの推進等に 11 件、1.9 億円、医療・公衆衛生に資する活動に 24 件、5.1 億円、文教・社会環境の整備等に 27 件、2.0 億円の交付決定を行った。

ウ. 新世紀未来創造プロジェクト

個性豊かな、次代を担う青少年の育成に資する活動に 7 件、0.1 億円の交付決定を行った。

② 社会福祉の増進

計 92 件、6.15 億円の交付決定を行った。

児童・高齢者・障害者の方々が幸せに暮らせる活動に 28 件、3.2 億円、地域共生型社会支援事業に 1 件、0.05 億円、幸せに暮らせる社会を創る活動や車両・機器整備等の整備活動に 63 件、2.9 億円の交付決定を行った。

③ 東日本大震災復興支援事業

東日本大震災復興支援に貢献する活動に 11 件、0.3 億円の交付決定を行った。

④ 研究補助

研究補助については、2 件の要望があったが、交付決定には至らなかった。

⑤ 非常災害の援護

非常災害の援護については、1 件、0.65 億円の交付決定を行った。

⑥ 緊急的な対応を必要とする事業への支援

緊急的な対応を必要とする事業への支援については、要望はなかった。

(3) 公益事業振興補助事業審査・評価委員会

補助事業審査・評価委員会については、公益事業振興補助事業審査・評価委員会を4回開催し、平成29年度の補助方針の策定及び補助事業の審査・評価について、審議を行った。

(4) 公益事業振興補助事業に関する情報発信の強化

① 情報発信の拡充

補助事業の情報発信については、従来の方法を参考に、社会に対する補助事業の周知及び要望数の増加を図るため、下記の方法により実施した。

ア. 補助事業ホームページにおける特設ページ（研究補助）設置

イ. TV（スポット）CM

ウ. ラジオ（レギュラー・スポット）CM

エ. 新聞

オ. DM

カ. 補助事業の紹介動画

② 情報の公開

補助事業ホームページにおいて、「公益事業振興補助事業審査・評価委員会」の議事概要を公開した。

また、「補助事業の概要」及び「事業成果」を公開した。

③ インターネット申請

申請者にとっての利便性をより高めた新たなインターネット申請システムを導入し、平成29年度事業については新システムにて要望受付を行った。

(5) 公益事業振興補助事業の調査・評価

① 補助事業完了後における調査及び補助金の額の確定

ア. 平成27年度から平成28年度に実施された補助事業を対象に、計199件（内訳：平成27年度事業実施分125件、平成28年度事業実施分74件）について確定調査を行った。

イ. 平成27年度から平成28年度に実施された補助事業を対象に、計197件（内訳：平成27年度事業実施分124件、平成28年度事業実施分73件）について補助金の額の確定を行った。

② 補助事業の評価

ア. 補助事業者による自己評価を受けて、審査・評価マニュアルに基づき、平成26年度補助事業に対してJK A評価を行った。

イ. 平成26年度補助事業の補助事業全体の評価をとりまとめ、補助事業審査・評価委員会評価作業部会へ報告・承認を受けたのち補助事業ホームページに掲載した。

ウ. JK A補助事業評価の実施に伴う評価資料を拡充・補完するため、利用状況等調査を実施した。また、その結果を分野別にまとめて補助事業ホームページに掲載した。

エ. 評価の一環として、公益事業振興補助事業審査・評価委員会及び補助事業審査・評価委員会評価作業部会において、補助事業者による補助事業の成果発表を2件行った。

③ 補助事業審査・評価委員会評価作業部会

PDCAサイクルによってJKA補助事業全体を改善するため、平成26年度事業全体の評価の結果を踏まえ、平成29年度の補助方針の見直しの方向性について議論を行った。

第2部 競輪運営支援業務

1. 競輪の振興、国際化及び効率的な実施のための施策の調査研究、企画立案並びに総合調整

(1) お客様目線で充実を図る施策

① ミッドナイト競輪及びモーニング競輪の活性化

ミッドナイト競輪の開催場は、平成28年度に新たに西武園、奈良、武雄が実施場として加わり9場となった。また、借上げ施行者に立川市（前橋競輪場）、豊橋市（佐世保競輪場）が加わった。開催日数が平成27年度の75節225日から平成28年度は111節331日と大幅に増加した。そのため、平成29年度の競合についての新たなルール（年間90日まで2場競合可能）を決定した。

車券売上額については、スピードチャンネル、日刊スポーツPDF新聞、その他日刊紙でのPR事業により、一日の平均売上額は1.3億円（平成27年度約1.1億円 約18%増）を超えた。

モーニング競輪は前年度同様8場で実施され、開催日数は平成27年度の27節81日から平成28年度は33節99日に増加した。車券売上額については、一日の平均売上額は0.4億円（平成27年度約0.35億円 約14%増）を超え、実施場の昼間開催を上回った。

② 開催枠組み等関連諸制度の検討

開催枠組みの適正化を進めながら、お客様から好評を博しているミッドナイト競輪を活用して売上全体の底上げを図っていくこととした。さらに、ナイターGⅢの試行実施等グレードレースの活性化に向けた施策の実施を決定した。

また、各地区の日取調整会議に出席し、月毎の開催節数の調整や選手出場あつせん状況の説明に加え、土日祝開催の増加が進むよう調整を行った。

(2) 迫力ある競走の提供・競輪のグローバル化を目指す施策

① ガールズケイリン

ガールズケイリンの開催節数は、平成27年度140節から平成28年度173節に増加した。

今後、さらにガールズケイリンの開催要望が増加していくことを踏まえ、成長戦略ワーキンググループにおいてガールズケイリンの開催体系や選手数のあり方についての検証を行った。また、女子短期登録選手も出場する形でガールズドリームトーナメント（6レース制1概定番組）を試行実施した（京王閣競輪場 11月4日～6日）。さらに、新たなお客様、特に若年者層のファンを創出するため、お客様の投票によって出場選手を決定する「ガールズケイリン総選挙」を引き続き実施する等、インターネットやSNSを積極的に活用し、ガールズケイリンの認知度向上を図った。

また、円滑な開催の実現のため、日取調整会議において選手の稼働率などを勘案した開催日程の助言を行った。

② KEIRIN EVOLUTION（ケイリン エボリューション）

KEIRIN EVOLUTIONは、定期的実施されることとなり、平成28年度においては、単発レース（8開催）に加え、3日制2レース制トーナメントを国際自転車トラック支援競輪（小田原競輪場2月10日～12日）で実施した。

また、新規に立ち上げたウェブサイト「けいりんマルシェ」に出場選手の自転車（部品等）の写真を掲載し、従来の選手を前面に出した競輪とは違う視点で新規顧客への興味喚起を試みた。

③ 外国人選手の出走機会の拡大等

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた、国内での自転車トラック競技の認知度向上及び競輪の活性化を図るために、2016年リオデジャネイロオリンピック競技大会を含む国際大会で優秀な成績を収めた選手を中心に男子6選手を平成28年9月～12月の開催に出場させ、女子4選手を10月のガールズケイリン開催及び11月に開催されたガールズドリームトーナメントに出場させた。

なお、男子選手は3名の選手が初めてGⅢ開催（国際自転車トラック競技支援競輪・玉野・4日制）に出場し、外国人選手として初の優勝を果たした。

また、韓国競輪を統括する団体であるソウルオリンピック記念国民体育振興公団と連携し、平成29年度9月（予定）に韓国・光明（カンミョン）競輪場で第5回日韓対抗戦競輪を開催することが決定した。

④ 世界を目指す選手の強化事業への協力

日本競輪学校に外国人コーチを招聘し、選抜された生徒を教育するとともに、自転車競技者の競技力向上を目的として、公益財団法人日本自転車競技連盟及び一般財団法人日本サイクルスポーツセンターと協力して訓練体制を整えた。

⑤ 訪日外国人への対応

訪日外国人に対し、競輪への興味を喚起するとともに、場内サインや車券購入方法案内等の多言語化を進めるため、施設調査時に各競輪場・場外車券売場における訪日外国人向けの取組み状況についてヒアリングを実施し、状況把握を行った。

また、セミナー等に参加し、訪日外国人来場者向けサービスについて情報収集を行った。

（3）競輪施行者等との連携強化

ガールズケイリン選手を活用したPRイベントや、ミッドナイト競輪におけるPDF新聞等、競輪施行者との協業事業を実施し、連携の強化を図った。

さらに、お客様のニーズに応えるため、専用場外車券売場の設置者や民間ポータルサイト運営会社と意見情報交換を実施し、お客様の動向に関する情報共有を図った。

（4）その他調査研究等

① 競輪活性化のための調査研究

ア. FⅡ開催の活性化等を図るため、競輪場・場外車券売場における顧客ニーズ調査を実施し、お客様の要望の実現に向けた検討を進めた。

イ. 自転車ロードレースファンへの競輪、とりわけガールズケイリンの認知度を向上させるため、国内屈指の人気を誇る「ジャパンカップサイクルロードレース」においてガールズケイリンクリテリウムを実施した。それに合わせてイベントブースを出展し、昨年に引き続きスマートフォンを用いた模擬投票を観客に体験してもらい、ロードレースファンの競輪に対する興味向上を図った。

さらに、新たな試みとして、自転車雑誌での読者プレゼントを企画し、ガールズケイリンユニフォーム及びイベントジャージのレプリカモデルを作成した。

ウ. 新規顧客獲得を目的に、新たな競輪競走についてJKA内部プロジェクトを設置し、検討を行った。開催イメージの形成、屋内250mトラックでの競技運営・施設面での課題の把握、新しい競輪中継映像の制作について調査研究を行うため、伊豆ベロドロームにおいて250KEIRINテストランを実施した。

さらに、新規顧客獲得策の戦略的な実施の観点から、「250KEIRINワーキンググループ(仮称)」が設置されることとなった。

② 国際自転車トラック競技支援競輪

競輪選手を中心とした国内の自転車トラック競技者を支援するための資金を拠出する「国際自転車トラック競技支援競輪」が玉野競輪場(4日制)、小田原競輪場(3日制)で実施され、これに伴う事前PRや場内イベント等に係る支援を同競輪開催施行者に対して行った。

③ 自転車競技者・競輪選手志望者の拡大

女子自転車競技者の裾野拡大、競技力の向上を図ることを目的として「GIRL'S SUMMER CAMP2016」及び「GIRL'S HIGHSCHOOL CAMP」を実施した。

さらに、女子自転車競技の露出拡大や、女子競技者の訓練成果の発露に貢献するため、2016 高校総体において女子のエキシビジョンレースの実施を支援した。

また日本競輪学校への入学希望者の養成業務を各地区本部で実施するとともに、「ペダリングパワーチャレンジ」(固定式自転車走行装置を用いて自転車競技への適性をチェックし、自転車競技のスター選手を発掘するためのプロジェクト)を全国3か所(スポーツ祭り2016、2016 ジャパンカップサイクルロードレース、サイクルモードライド大阪2017)において実施した。

2. 競輪その他自転車競技に関する広報宣伝

(1) 効果的かつ効率的な広報事業の展開

① 各種メディアを活用したPR

ア. テレビ局等を活用したPR

中継番組の制作・放送、番組提供(CM放送)の実施、BS局における競輪レギュラー番組制作、及びパブリシティを通じ競輪、自転車競技及び補助事業の認知拡大を図った。

イ. スポーツ紙による競輪PR事業については、全国的に掲載紙面を大幅に増やして効果的な実施を図った。

ウ. 特別競輪等の開催に併せて、取材記者対応、新聞社の表敬訪問、通信社を利用した記事配信等を行った。

② 特別競輪等の統一PR

ア. 平成28年度特別競輪等における広報宣伝統一事業については、平成28年度特別競輪等広報宣伝実施計画に基づき、各特別競輪等開催施行者及び公益社団法人全国競輪施行者協議会と協力して実施した。

イ. 平成29年度特別競輪等における広報宣伝統一事業については、平成29年度特別競輪等開催施行者等広報宣伝会議において広報宣伝事業計画を策定した。

③ 新規施策の広報宣伝

新規施策であるGⅢのナイター開催（平成 29 年 4 月 川崎競輪場）について、スポーツ紙を中心に告知を行った。ガールズケイリンについては、特別レース、6 レース制 1 概定番組、4 名に増加した短期登録選手等を中心にスポーツ紙における編集記事拡充等を行った。

また、KEIRIN EVOLUTION・国際自転車トラック競技支援競輪について施行者等と連携してプレスリリース、記事配信等を行った。

④ 情報提供の充実

ア. KEIRIN.JPにおける競技情報提供や、施行者と連携した各種キャンペーン等の告知の配信を充実させた。また、「けいりんマルシェ」を新たに立上げ、新規顧客獲得を狙ったコンテンツを中心に情報提供等を行った。加えて、選手にスポットをあてた動画等については、既存のサイトで展開したほか、ターゲティング広告により、新規顧客誘引・本場来場促進を図った。

イ. 平成 28 年度より新設したウィナーズカップ（GⅡ）では、お客様への情報提供の充実のため、全国のコンビニエンスストアに設置してあるコピー機から専門紙を無料で取り出せるサービスを実施した。

⑤ 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたイメージ作り

ア. 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会への布石となるよう、2016 年リオデジャネイロオリンピック・パラリンピック競技大会に関連してスポーツ紙、雑誌等において自転車競技代表選手の紹介等を行った。また、大会後には写真集、雑誌、WEBサイトで自転車競技の結果や関連記事の掲載を行った。

イ. 2016 年リオデジャネイロパラリンピック競技大会銀メダリスト（鹿沼由理恵選手、田中まい選手）らを起用した補助事業CMを制作し、放映した。

3. 競輪の公正かつ円滑な実施に資する事業

（1）審判員及び選手の検定及び登録並びに自転車の登録

① 審判員の登録

資格検定（身体検査、技能検定、学力検定及び人物検定）については、17 名が合格した。

登録については、資格検定に合格した 17 名を登録した。

登録更新（3 年更新）については、登録更新検定を実施し、223 名の登録を更新した。

登録の消除については、申請のあった 21 名について登録を消除した。

（平成 29 年 3 月 31 日現在の登録審判員数 693 名）

級別認定については、A 級認定試験に合格した 14 名を A 級審判員に、新たに審判員登録した 17 名の審判員を C 級審判員に、それぞれ認定した。

（平成 29 年 3 月 31 日現在の A 級審判員数 270 名、B 級審判員数 256 名、C 級審判員数 167 名）

② 選手の登録

資格検定（身体検査、技能検定、学力検定及び人物検定）については、平成 29 年 3 月 6 日から 9 日の日程で実施し、78 名（男子 61 名、女子 17 名）が合格した。（男女ともに合格者は平成 29 年 5 月 1 日登録。）

短期登録選手資格検定については、「短期登録選手制度に関する業務の方法の特

例に関する規程」による選手資格検定を男子1回、女子1回実施し、男子3名、女子4名が合格した。

登録については、平成28年3月実施の資格検定に合格した、第109回生徒（男子）50名及び第110回生徒（女子）22名、計72名を登録するとともに、短期登録選手資格検定に合格した男子3名、女子4名を短期登録選手として登録した。

登録更新（2年更新）については、申請のあった選手1,173名の登録を更新した。

登録の消除については、申請のあった90名について登録を消除した。

（平成29年3月31日現在の登録選手数 2,318名）

③ 自転車の登録

「先頭固定競走（インターナショナル）により実施する男子競輪選手の競走に関する業務の方法の特例に関する規程」に基づき、KEIRIN EVOLUTIONに出場する選手の自転車について、男子先頭固定競走（インターナショナル）登録自転車として86件を登録し、56件を消除した。

スチール製フレームの登録更新（3年更新）については、「ナンベイ」をはじめ10件に対し、「競走車安全基準」に基づいて審査を行い、登録を更新した。

更に代表者の変更等による登録証記載事項の変更等にも随時対応した。

○平成29年3月31日現在の登録自転車数 38

- ・スチール製フレーム 32
- ・カーボン製フレーム 6

※ 男子先頭固定競走（インターナショナル）登録自転車は含まず

○平成29年3月31日現在のその他自転車数

- ・男子先頭固定競走（インターナショナル）登録自転車 86

（2）検車員、先頭誘導選手及び自転車の部品の認定

① 検車員の認定

認定試験（身体検査、技能試験及び学力試験）については、計3回実施し、合計24名が合格した。

認定については、認定試験に合格した24名を認定した。

認定の取消については、申請のあった13名について認定を取消した。

（平成29年3月31日現在の認定検車員数 767名）

② 先頭誘導選手の認定

135名を新たに認定するとともに、905名の認定の更新と104名の認定の取消を行った。

（平成29年3月31日現在の先頭誘導選手数 1,748名）

③ 自転車の部品の認定

自転車の部品の認定に関しては、ガールズケイリンに使用できる部品1件の仕様変更を行った。

○平成29年3月31日現在の認定部品数 87点

- ・スチール及びカーボン製フレームに使用できる部品 78点
- ・カーボン製フレームに使用できる部品 9点

（3）競輪の実施方法を定めることに関する事業

① 審判業務

審判業務の適正・円滑な運営及び審判判定の統一に資することを目的とした、中央判定調整会議幹事会を開催し、判定基準の見直し等について審議を行うとともに、お客様の満足度向上に資するため、勝者決定放送の提供方法について見直しを行った。

② 選手管理業務

選手管理業務改善研究会等において、競輪の実施に関する諸問題の解決及び具現化を図り、選手管理業務の適正・円滑な実施に資するため、選手管理業務提要の整理を行った。また、約款の解釈等に関する対応、中途欠場及び直前欠場に関する防止策の運用等を行った。

③ 番組編成業務

番組編成部門については、特別競輪等開催時（一部4日制開催を除く）に開催現場に赴き、勝ち上がり等の確認作業を行った。また、番組編成業務意見交換会等を通じ、現地の番組編成担当者から番組のマンネリ化防止をはじめとした、お客様に満足していただける番組の提供等について意見交換を実施し、興味ある番組の提供に努めた。

④ 検車業務

ア. 検車業務改善研究会等において、競輪の検車に関する諸問題の解決及び具現化を図り、検車業務の適正・円滑な実施に資するため、検車関係申し合わせ事項等の整理確認を行った。

イ. 競輪競走に使用されている自転車が「スチール製フレーム製造提要」に適合しているかどうか、競輪場において検査を行った。

ウ. 検車業務の適正・円滑な実施を図るため、特別競輪等開催場において検車委員との打ち合わせを行った。

(4) 選手の出場あっせん及び級班の決定

① 選手の出場あっせん

全国の開催状況、場外協力状況、施行者のあっせん希望を勘案しつつ、全体のバランスを考えてあっせんを行った。なお、他開催競合状況や場外発売数を勘案しつつ、多くのお客様が来場する開催については若手の注目選手等のあっせんを積極的に行った。

特に多くの場外車券売場で発売されるF I開催（カップ戦・冠レース）については、重点あっせんと位置付け、お客様に喜ばれる若手の注目選手や実力のある人気選手等のあっせんを積極的に行った。

② 選手の級班の決定

選手の級班については、平成28年1月～12月に行われた競走で各選手が取得する競走得点について、審査期（6か月間）における各選手の付与状況を把握するとともに、競走中における身体損傷等を事象ごとに精査し、特例適用の有無を級班決定特例審査委員会において審議し、最終的に級班を決定する評価点を算出することにより、審査期における級班を決定した。

(5) 開催執務員及び選手の養成及び訓練

① 開催執務員の養成及び訓練

ア. 養成

審判員養成及び検車員養成については、新たに審判員の資格取得及び検車員の認定を受けようとする 17 名に対し、日本競輪学校でのスクーリング等約 6 か月間の教育を行った。

イ. 訓練

新たに審判長となる職員に対して、新任審判長研修を行った。なお、平成 28 年 9 月の第 1 回の対象者は 3 名、平成 29 年 3 月の第 2 回の対象者は 4 名であった。

② 選手の養成及び訓練

ア. 養成

養成については、日本競輪学校において、適正な競技技能、関連法規等の習熟及び教養教育を主眼とした教育を実施した。

平成 28 年 5 月 8 日に入学した第 111 回生徒（男子）70 名、第 112 回生徒（女子）21 名に対し、自転車実技、自転車の整備技術、体育、学科（関係法規、競輪選手として必要な知識、職業倫理並びにスポーツの科学的理論等）の教育を実施し、平成 29 年 3 月 24 日に第 111 回生徒 61 名（卒業保留等により 9 名減員）、第 112 回生徒 17 名（卒業保留等により 4 名減員）が卒業した。

日本競輪学校の建替えについては、平成 28 年度より、学校としての機能のみならず、伊豆事業所として事業が拡大したことに伴い、それらの事業を円滑に実施できるような施設を兼ね備えたものとなるよう、諸課題を整理し、施設改善に向けた方針の策定を開始した。

イ. 訓練

登録を更新する選手を対象に、失格及び落車事故の防止並びにモラルの向上を主眼に、競輪事業における選手の果たすべき責任と役割、競技秩序の確立、ドーピングの防止、競輪の公正安全の確保と選手に起因する事故の未然防止等についての教育指導を実施した。

競輪開催時における不適正競走・競走外の非違行為等について、特に注意が必要と思われる選手に対し指導を行うとともに、選手登録更新時における選手訓練等を通じて事故防止の徹底を図った。

選手の技術の向上を中心に事故の未然防止を目的とした「技能訓練」等、一般社団法人日本競輪選手会（以下、「日競選」という。）が実施する訓練に対し助成を行うとともに、競輪の公正安全を徹底するために新人選手教育訓練及び特別指導訓練において講義を行った。

ウ. 生徒募集

関係部署間で協力し、各メディアでの PR を行うとともに、スポーツ関係の各種団体にも働きかけを行った。

(6) 選手の表彰

選手の表彰については、年間において優秀な成績を収めた選手及び顕著な記録を達成した選手の表彰を行った。

① 年間競走成績による表彰

平成 28 年の表彰選手の選考については、表彰選手選考委員会において、次のとおり表彰選手を決定した。表彰は、平成 29 年 2 月 22 日に都内のホテルで行った。

賞名	選手名	都道府県
最優秀選手賞	村上 義弘	京 都
優秀選手賞	平原 康多	埼 玉
優秀選手賞	稲垣 裕之	京 都
優秀新人選手賞	新山 響平	青 森
特別敢闘選手賞	中川誠一郎	熊 本
ガールズ最優秀選手賞	梶田 舞	栃 木
ガールズ優秀選手賞	奥井 迪	東 京
ガールズ優秀選手賞	高木 真備	東 京
国際賞	田中 まい	千 葉

② 通算成績による表彰

ア. G I 25 回連続出場選手

選手名	都道府県	G I 名称	表彰
西川 親幸	熊 本	日本選手権競輪	平成28年4月30日 静岡競輪場

イ. G I 20 回連続出場選手

選手名	都道府県	G I 名称	表彰
伏見 俊昭	福 島	日本選手権競輪	平成28年4月30日 静岡競輪場
		オールスター競輪	平成28年8月11日 松戸競輪場
村上 義弘	京 都	オールスター競輪	平成28年8月11日 松戸競輪場

ウ. 通算勝利数

500 勝選手

選手名	都道府県	達成日	表彰
小島 壽昭	神奈川	平成28年5月8日 立川競輪場	平成28年6月25日 川崎競輪場
増成 富夫	岡 山	平成28年10月14日 岐阜競輪場	平成28年11月29日 玉野競輪場

エ. ベスト・ナイン

オールスター競輪ファン投票において、上位9位までに選ばれた選手に対し、次のとおり表彰を行った。

順位	選手名	都道府県	得票数	表彰
1	新田 祐大	福 島	17,228	平成28年8月11日 松戸競輪場
2	浅井 康太	三 重	17,207	
3	村上 義弘	京 都	15,873	
4	平原 康多	埼 玉	13,141	
5	神山雄一郎	栃 木	13,138	
6	武田 豊樹	茨 城	11,118	
7	深谷 知広	愛 知	7,965	
8	稲垣 裕之	京 都	6,894	
9	山崎 芳仁	福 島	6,579	

(7) 事故防止と公正確保

競走において落車を伴う失格行為等があった選手及び違反点数の累積が一定の基準に達した選手に対し、競輪選手出場あっせんをしない処置委員会において審査を行い、あっせんをしない処置（平成28年度適用・111件）を講じた。

また、競走外において不適正な行為があった選手に対し、選手出場あっせん規制委員会においてあっせん停止（平成28年度適用・1件）の措置を講じた。

(8) 登録選手の身体検査

登録選手の身体検査については、平成28年度身体検査を全登録選手を対象に、平成29年1月4日～3月3日の期間において実施した。

また、身体検査実施方法などについて検討を行うため、中央判定医師会議を開催した。

(9) ドーピング・コントロールへの取り組み

競輪に出場する選手の薬害からの保護及び競走の公正安全を期することを目的として設置されたドーピング・コントロール実施委員会のもと、世界アンチ・ドーピング機関が定める禁止表に基づくドーピング検査を実施するとともに、治療目的の使用に係る除外措置申請への対応を行った。

また、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構への加盟へ向けた諸課題について、同委員会及び専門部会において、調査・検討を行った。

アンチ・ドーピングの推進強化のため、競輪場医務室及び選手宿舎における医薬品の統一化へ向けた常備薬の調査を行った。

(10) 選手共済制度に対する助成

選手共済制度の円滑な実施を図るため、必要な助成を行った。また、選手共済制度の改善のため、諸給付の見直し検討について関係団体と協議した。

(11) 競輪場、場外車券売場の施設に係る業務

「競輪に係る業務の方法に関する規程第152条」及び年度計画に基づき、定期調査（3年に1度定期的を実施）及び特別調査（特別競輪等の開催場に対して実施）

を行った。

また、所轄経済産業局からの要請を受けて、施設の設置及び改修について施設関係法令及び通達との適合状況について確認するとともに、所轄経済産業局が行う確認調査に協力した。

新規場外車券売場の設置については、効果的な設置展開に向けて情報収集を行うとともに、場外設置を希望する施行者・設置者と協力し、設置許可取得までのサポートを行い、平成 28 年度については、平成 28 年 12 月 3 日の「サテライト宇土」の開設に協力した（平成 29 年 3 月 31 日現在、場外車券売場数 71 か所）。

他競技とのコラボ場外については、施設調査時に設置者へのヒアリングを実施し、実態の把握を行った。

4. 交付金の還付

自転車競技法第 16 条第 1 項等の規定に基づき、競輪施行者から同項各号に掲げる交付金の受入れを行った。

また、自転車競技法第 17 条に基づく、平成 27 年度の競輪事業の収支が赤字であった競輪施行者に対する交付金の還付を行った。

5. その他競輪に関する事業

上記以外の競輪に関する業務についても、必要に応じて適宜行った。

第3部 小型自動車競走収益による補助事業

1. 小型自動車競走収益による機械工業振興

(1) 平成28年度実施概要

平成28年度補助事業については、補助事業審査・評価委員会のもと「平成28年度補助方針」、「補助事業審査・評価マニュアル」に基づく審査を行い、広く社会への貢献に資する事業の採否に関し審議した結果、自転車、小型自動車その他の機械工業の振興に関する事業については、33件、2.4億円（前年度34件、2.1億円）の補助金の交付決定を行った。

平成29年度補助事業については、PDCAサイクルの一環である平成26年度補助事業評価等に基づき、補助事業審査・評価委員会において審議を行い、研究者が新技術及び新製品の实用化を目的として行う研究を支援するための新メニューとして「開発研究」を新設するなどの改正を含む「平成29年度補助方針」を策定し、補助事業者の募集を実施した。

(2) 機械工業振興補助事業の実施

① 振興事業補助

計13件、1.7億円の交付決定を行った。

内訳としては、「安心・安全」及び「生活の質の向上」に資する技術革新等重点事業に11件、1.6億円、機械工業におけるものづくり支援に資する事業等一般事業に2件、0.1億円の交付決定を行った。

② 研究補助

計20件、0.7億円の交付決定を行った。

内訳としては、機械工業の振興に資する研究事業のうち、研究者による個別研究に14件、0.6億円、若手研究に6件、0.1億円の交付決定を行った。

③ 緊急的な対応を必要とする事業への支援

緊急的な対応を必要とする事業については、要望はなかった。

(3) 機械振興補助事業審査・評価委員会

① 機械振興補助事業審査・評価委員会

補助事業審査・評価委員会については、機械振興補助事業審査・評価委員会を5回開催し、平成29年度の補助方針の策定及び補助事業の審査・評価について、審議を行った。

② 研究補助研究部会

平成29年度研究補助について迅速かつ適正に実施するため、事務局にて技術動向等の視点で検討、チェックの後「研究補助研究部会」において審査を行い、研究部会案を審査・評価委員会に附議した。

また、平成28年度複数年研究事業の継続に関する承認を行い、審査・評価委員会に報告を行った。

(4) 機械工業振興補助事業に関する情報発信の強化

① 情報発信の拡充

補助事業の情報発信については、従来の方法を参考に、社会に対する補助事業

の周知及び要望数の増加を図るため、下記の方法により実施した。

- ア. 補助事業ホームページにおける特設ページ（研究補助）設置
- イ. TV（スポット）CM
- ウ. ラジオ（レギュラー・スポット）CM
- エ. 新聞・雑誌広告
- オ. メール配信
- カ. 補助事業の紹介動画

② 情報の公開

補助事業ホームページにおいて、「機械振興補助事業審査・評価委員会」の議事概要を公開した。

また、「補助事業の概要」及び「事業成果」を公開した。

③ インターネット申請

申請者にとっての利便性をより高めた新たなインターネット申請システムを導入し、平成 29 年度事業については新システムにて要望受付を行った。

(5) 機械工業振興補助事業の調査・評価

① 補助事業完了後における調査及び補助金の額の確定

ア. 平成 27 年度に実施された補助事業 29 件について確定調査を行った。

イ. 平成 27 年度から平成 28 年度に実施された補助事業を対象に、計 30 件（内訳：平成 27 年度事業実施分 29 件、平成 28 年度事業実施分 1 件）について補助金の額の確定を行った。

② 補助事業の評価

ア. 補助事業者による自己評価を受けて、審査・評価マニュアルに基づき、平成 26 年度補助事業に対して J K A 評価を行った。

イ. 平成 26 年度補助事業の補助事業全体の評価をとりまとめ、補助事業審査・評価委員会評価作業部会へ報告・承認を受けたのち補助事業ホームページに掲載した。

ウ. J K A 補助事業評価の実施に伴う評価資料を拡充・補完するため、利用状況等調査を実施し、その結果を分野別にまとめて補助事業ホームページに掲載した。

エ. 評価の一環として、機械振興補助事業審査・評価委員会において、補助事業者による補助事業の成果発表を 2 件行った。

③ 補助事業審査・評価委員会評価作業部会

P D C A サイクルによって J K A 補助事業全体を改善するため、平成 26 年度事業全体の評価の結果を踏まえ、平成 29 年度の補助方針の見直しの方向性について議論を行った。

2. 小型自動車競走収益による公益事業振興

(1) 平成 28 年度実施概要

平成 28 年度補助事業については、補助事業審査・評価委員会のもと「平成 28 年度補助方針」、「補助事業審査・評価マニュアル」に基づく審査を行い、広く社会への貢献に資する事業の採否に関し審議した結果、体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に関する事業については、26 件、1.4 億円（前年度 25 件、1.3

億円)の補助金の交付決定を行った。

平成 29 年度補助事業については、PDCAサイクルの一環である平成 26 年度補助事業評価等に基づき、補助事業審査・評価委員会において審議を行い、被災地域の復興・再生に寄与する活動に対する支援についての名称を「東日本大震災復興支援事業」から「復興支援事業」に改め、「平成 28 年熊本地震」を新たに対象に追加するなどの改正を含む「平成 29 年度補助方針」を策定し、補助事業者の募集を実施した。

(2) 補助事業の実施

① 公益の増進

ア. 重点事業

計 1 件、0.05 億円の交付決定を行った。

内訳としては、自転車・モーターサイクルの普及等の活動に 1 件、0.05 億円の交付決定を行った。

イ. 一般事業

計 2 件、0.2 億円の交付決定を行った。

内訳としては、スポーツの推進等に 1 件、0.05 億円、文教・社会環境の整備等に 1 件、0.15 億円の交付決定を行った。

ウ. 新世紀未来創造プロジェクト

個性豊かな、次代を担う青少年の育成に資する活動に 8 件、0.07 億円の交付決定を行った。

② 社会福祉の増進

計 15 件、1.08 億円の交付決定を行った。

児童・高齢者・障害者の方々が幸せに暮らせる活動に 6 件、0.94 億円、幸せに暮らせる社会を創る活動や車両・機器整備等の整備活動に 9 件、0.14 億円の交付決定を行った。

③ 東日本大震災復興支援事業

東日本大震災復興支援事業については、対象となる事業はなかった。

④ 研究補助

研究補助については、2 件の要望があったが、交付決定には至らなかった。

⑤ 非常災害の援護

非常災害の援護については、対象となる事業はなかった。

⑥ 緊急的な対応を必要とする事業への支援

緊急的な対応を必要とする事業への支援については、要望はなかった。

(3) 公益事業振興補助事業審査・評価委員会

補助事業審査・評価委員会については、公益事業振興補助事業審査・評価委員会を 4 回開催し、平成 29 年度の補助方針の策定及び補助事業の審査・評価について、審議を行った。

(4) 公益事業振興補助事業に関する情報発信の強化

① 情報発信の拡充

補助事業の情報発信については、従来の方法を参考に、社会に対する補助事業

の周知及び要望数の増加を図るため、下記の方法により実施した。

- ア. 補助事業ホームページにおける特設ページ（研究補助）設置
- イ. TV（スポット）CM
- ウ. ラジオ（レギュラー・スポット）CM
- エ. 新聞
- オ. DM
- カ. 補助事業の紹介動画

② 情報の公開

補助事業ホームページにおいて、「公益事業振興補助事業審査・評価委員会」の議事概要を公開した。

また、「補助事業の概要」及び「事業成果」を公開した。

③ インターネット申請

申請者にとっての利便性をより高めた新たなインターネット申請システムを導入し、平成 29 年度事業については新システムにて要望受付を行った。

(5) 公益事業振興補助事業の調査・評価

① 補助事業完了後における調査及び補助金の額の確定

ア. 平成 27 年度から平成 28 年度に実施された補助事業を対象に、計 14 件（内訳：平成 27 年度事業実施分 5 件、平成 28 年度事業実施分 9 件）について確定調査を行った。

イ. 平成 27 年度から平成 28 年度に実施された補助事業を対象に、計 14 件（内訳：平成 27 年度事業実施分 5 件、平成 28 年度事業実施分 9 件）について補助金の額の確定を行った。

② 補助事業の評価

ア. 補助事業者による自己評価を受けて、審査・評価マニュアルに基づき、平成 26 年度補助事業に対して J K A 評価を行った。

イ. 平成 26 年度補助事業の補助事業全体の評価をとりまとめ、補助事業審査・評価委員会評価作業部会へ報告・承認を受けたのち補助事業ホームページに掲載した。

ウ. J K A 補助事業評価の実施に伴う評価資料を拡充・補完するため、利用状況等調査を実施した。また、その結果を分野別にまとめて補助事業ホームページに掲載した。

エ. 評価の一環として、公益事業振興補助事業審査・評価委員会及び補助事業審査・評価委員会評価作業部会において、補助事業者による補助事業の成果発表を 2 件行った。

③ 補助事業審査・評価委員会評価作業部会

P D C A サイクルによって J K A 補助事業全体を改善するため、平成 26 年度事業全体の評価の結果を踏まえ、平成 29 年度の補助方針の見直しの方向性について議論を行った。

第4部 小型自動車競走運営支援事業

1. オートレースの振興及び効率的な実施のための施策の調査研究、企画立案並びに総合調整

(1) 5場体制の移行後における安定運営の確立

① 経営環境の変化に対応した事業体制の実行

5場体制によるオートレース事業の初年度となる平成28年度は、安定した事業継続のため「平成28年度事業体制の骨子」に基づく事業運営と各種施策を実行した。平成28年度車券売上額は654億円（前年度比96.4%）であった。なお、各場単位では前年度の売上額を上回った。

また、オートレース経営・成長戦略委員会において中期計画の目標達成のために今後の事業体制及び各種施策の提案・検討を行った。

② ナイター・ミッドナイト開催の活性化

川口ナイター開催活性化のためスポーツ紙広告、サンプリング、DM、インターネット広告等のキャンペーンを行い、従来の昼開催に比べ平均来場者数、特に若中年層の構成比が増加し、一定の効果が見られた。

また、飯塚ミッドナイト開催では、AUTORACE JP会員の新規加入者数、民間ポータルサイトで初めてオートレースの車券を購入した会員が増加し、新規顧客獲得に効果があった。

ミッドナイトは、平成27年度の試行実施を経て、平成28年度より本格実施となった。（平成27年度 開催日数：3日・売上額：約2億円、平成28年度 開催日数：26日・売上額：約14億円）

なお、ミッドナイト開催の開催形態については、数パターンの車立て、レース数の組み合わせを試行した結果、お客様の希望が多く最も売上の高い8車立てを基本とし、発売時間確保のためレース数は6レース制を基本とすることとし、レース開始時間が前倒し出来るようであれば7レース制についても検討していくこととした。

(2) 魅力ある競走の提供

① グレードレースの魅力向上

グレードレースの活性化を図ることを主眼に、より充実した内容の競走を提供するため、SGレースについては、5場体制及び開催時期の変更に伴い出場選手選考方法を一部改正した。

また、GIレースにおいては、級別構成の見直しにより、あっせんされるS級選手数が増加した。

② 興味ある企画レースの実施

興味ある企画レースとして、オール地元戦、3地区対抗戦、A級戦、Bバトル等趣向を凝らした番組編成によるレースを実施した。

③ 競走ルールの見直し

お客様の不満の声が多いフライングの抑制策として、罰則の改正及び審判制度の抜本的な見直しについて、草案を作成し、関係者間での検討に着手した。

(3) 情報提供の充実と利便性の向上

① 電話投票の利便性向上

AUTORACE. J P会員へのサービス向上と売上増を目的に、年間を通じてキャッシュバックキャンペーンを実施した。また、サイトのリニューアルを実施し、利便性の向上を図るとともに、SGレース等で新たに特設サイトを開設し直前予想を掲載する等情報提供を充実させた。

② オートレース中継映像の配信及び放送の実施

年間を通じて、レースのライブ映像を各レース場に配信するとともに、CS放送2ch、CATV7局及びAUTORACE. J P、スマホサイト、携帯サイト及び民間ポータル各社でHD画像のレース中継を行った。

また、WEBサイト運営体制を見直すとともにCS放送会社各社と条件交渉を行い、コスト削減を図った。

③ 場外車券売場の設置推進

効果的な場外車券売場の設置推進に向けて設置を希望する施行者・設置者と協力し、設置許可取得までのサポートを行ったことにより、競輪場外車券売場に併設する形で、「オートレース船橋」(平成28年4月8日)、「オートレース薩摩川内」(同4月16日)、「オートレースあだたら」「オートレース宮城」(共に同8月7日)、「オートレースしおさい鹿島」(同8月19日)、「オートレース大和」(同9月10日)、「オートレース三股」(同10月19日)、「オートレース名古屋」(同10月23日)、「オートレース阪神」(同11月2日)、「オートレース宇土」(同12月3日)、「オートレース笠岡」(同12月9日)の計11か所が開設され、売上増加に貢献した(平成29年3月31日現在、場外車券売場数25か所)。併せて、これら場外車券売場の認知度向上を目的に効果的な広報を行った。

また、引き続き場外車券売場の設置を推進するため、施行者と一体となり調査・検討及び情報収集、調整を行ったほか、他公営競技の場外売場との相互発売を推進するため、関係機関から情報収集を行い問題点の整理を行った。

(4) 調査研究事業

① 顧客ニーズを商品・販売戦略に活かすための調査研究

AUTORACE. J Pにおいて、ミッドナイト開催に関するモニターアンケート調査(車立て、レース数等開催形態について)を実施し、今後の施策の参考とした。また、川口オートレース場内でナイター開催に関するアンケート調査(開催時期、曜日等について)を行い次年度以降の開催日程案作成の参考とした。

② 新しい競走車の開発研究等

消音効果を高めて周辺環境対策の強化を図る目的で導入されたナイター開催等専用消音器の整備性向上等の改善研究を行った。

また、市街地でのミッドナイト開催の実現を推進するため、競走車のあり方に係る検討を開始した。

2. オートレースに関する広報宣伝

(1) 効果的かつ効率的な広報事業の展開

① 新たなお客様の獲得とファンサービスの実施

場外車券売場でのイベント等で、オートレース初心者に向け情報を提供し、新規ファンの獲得及び定着を図った。また、モータースポーツファンに対する来場促進策として、川口オートレース場で現役ロードレーサーによるレースや、市販

バイクを使用したエキシビジョンレースを実施したほか、ロードレース会場（筑波サーキット）においてオートレースブースを出展しPRを行った。

既存のお客様に対しては、選手表彰式・ファン感謝祭を実施し、受賞選手との交流の機会を設け、ファンサービスの充実を図ったほか、5場体制による事業継続をアピールするため、ポスター、チラシ、ホームページ等を活用してPRを行った。

② 情報提供の充実

AUTORACE.JPを活用し、競技情報、イベント情報、キャンペーン情報などの告知を行った。また、SGレース等開催時に特設サイトを開設し、スポーツ新聞社との連携による選手の特集記事、速報記事、PDF新聞、直前予想、準決勝戦・優勝戦前日予想等、お客様への情報提供の充実とサービスの向上を図った。さらに、SNS等を活用し、選手情報等の提供を行った。

③ 選手を活用したイメージアップ

選手のイメージアップを図るため、プロフィール写真を刷新し、ポスター、メディアにおける選手紹介等に活用した。

また、主力選手、女子選手を中心とした選手に関する話題を積極的にマスメディアに配信したほか、場外車券売場等において、選手を起用したイベントを実施し、オートレースのイメージアップを図った。また、女子選手の特設サイト内に、「オートレース女子会動画」、さらに、SGレース等の特設サイト内に、主力選手の動画や特集記事を掲載し、露出拡大を図った。

(2) 各場の活性化に資するPR

オートレース活性化プロジェクトチームは、5場それぞれに担当者を充てて活動し、各場の施行者、民間事業者及び関係者と連携しながら、当該場の売上・入場者の増加、顧客満足度アップのための施策を企画、実行し、ファンの拡大と囲い込みに資する活動を引き続き行った。

具体的には、成人式会場等でのPR（川口）、キッズバイク教室（伊勢崎）、電投会員向けDM（浜松）、電投マイルキャンペーン（飯塚）、電投会員向け地元名産品プレゼント（山陽）等レース場周辺地域でのPR活動や場内でのファンサービス企画を展開し、多様なファンサービスを実施した。

また、各レース場のイメージカラー及びレースグレード別のロゴマークを新設し、開催場・レースのグレードが一目で分かるように分類化した。

3. オートレースの公正かつ円滑な実施に資する事業

(1) 審判員及び選手の検定及び登録並びに競走車の登録

① 審判員の登録

検定及び登録については、審判員資格検定の申請があった9名に対し同検定を実施し、合格した9名を審判員として登録した。

登録更新については、登録有効期間が満了する審判員24名のうち、登録更新の申請があった14名に対して登録更新検定を実施し、合格した14名の登録を更新した。

登録の消除については、審判員10名の登録を消除した。

② 選手の登録

検定及び登録については、検定の実施がなく、登録はなかった。

登録更新については、登録有効期間が満了する選手 221 名から登録更新の申請があり、全員の登録を更新した。

登録の削除については、登録削除申請があった者 1 名、死亡した者 1 名及び競走成績の審査により成績が不良であった者 20 名の合計 22 名の登録を削除した。

③ 競走車の登録

登録については、所有者から競走車登録検査の申請があった 201 車に対して同検査を実施し、合格した 201 車を登録した。

登録更新については、登録有効期間が満了する 385 車のうち、所有者から登録更新の申請があった 351 車に対して競走車登録更新検査を実施し、合格した 351 車の登録を更新した。

登録削除については、削除申請のあった 172 車及び所有者の削除に伴う 63 車の計 235 車の登録を削除した。

(2) 競走車の部品の認定

競走車対策専門委員会において、KR73S型タイヤの材料変更に係る使用承認を行った。

(3) オートレースの実施方法を定めることに関する事業

小型自動車競走開催業務及び小型自動車競走の統一的な運営等を図るため、審判長会議を 1 回、番組担当者会議を 2 回開催し、開催現場の実情把握に努めるとともに、開催業務部門別の諸課題に対する意見交換を行った。

(4) 選手の出場あっせん及び級別の決定

① 選手の出場あっせん

5 場体制に伴う新たな「選手出場あっせん調整基準」に基づき、各選手の級別稼働日数を勘案し、次のとおり出場あっせんを行った。

また、ミッドナイト開催については、「選手出場あっせん調整基準」に定めるあっせん日数とは別枠で選手あっせんを行った。

SGレース(スーパーファスタを含む)	5 節	480 名
GIレース	12 節	1,152 名
GIIレース	7 節	672 名
普通レース	80 節	7,680 名
ミッドナイト	9 節	433 名
合計	113 節	10,417 名

② 選手の級別の決定

5 場体制に伴う新たな「選手出場あっせん調整基準」に基づき、期別変更期(6 か月間)ごとに競走成績を審査して、選手の級別を決定した。

(5) 審判員及び選手の養成及び訓練等

① 審判員の養成及び訓練等

ア. 養成

審判員志望者9名に対し、審判業務に必要な関係諸法規、審判実務等基本的事項を重点に教育を実施した。

イ. 訓練

登録審判員各々が関係法規及び要領を習熟し、業務の方法の再確認を行い、審判実務の充実を図ることを主眼として、一般財団法人東日本小型自動車競走会伊勢崎支部及び一般財団法人西日本小型自動車競走会において審判員地方訓練を各1回実施した。

また、突発的な発走合図機の故障に対応できるよう、手旗訓練を選手養成所において実施した。

ウ. 審判員の交流及び審判判定研修会

SG開催（オールスター、グランプリ、日本選手権、全日本選抜、スーパースター王座決定戦）において、他場の審判長を派遣し、統一審判団を結成・執務させることにより、迅速かつ的確な判定を下すとともに判定の統一を図り、お客様からの信頼向上に努めた。また、審判実務の向上を主眼として、審判実務担当者を対象に判定研修会（VTRによる判定演習）を実施し、判定の全場統一に向けた取り組みを図った。

② 選手の養成及び訓練

ア. 養成

第33期選手候補生の選抜については、平成28年3月の第2次試験実施後、選手養成所入所試験委員会（平成28年5月19日開催）の審議結果を経て、20名（内訳：一般男子13名、一般女子6名、特例女子1名）を第2次試験合格者（可否発表：平成28年5月31日）とした。

その後、合格者20名を第33期選手候補生として、平成28年10月1日に入所させ、同年10月12日に入所式を行った上で、公正安全なレース推進の礎となる選手の養成を目的とした教育を開始（教育期間9か月を予定）した。

教育内容は、オートレース選手として必要な知識・技能の修得を主眼とした教育要綱に基づき、特に実技（操縦・整備）面に重点を置いて教育し、10月～翌年3月中旬までは基本教育期間とし、エンジン始動、基本乗車姿勢、コース選定等を主体とした基本操縦技術を修得させた。さらに、3月中旬以降から応用教育期間とし、数車並列、接近等の応用操縦技術を修得させた。

なお、平成29年3月末時点での累計走行周回数は6,023周、落車件数は延べ28件である。

その他、各公営競技の教育に関する調査研究として、教育担当者による公営競技教育担当者会議（平成28年11月17日～18日）をオートレース選手養成所にて実施した。

また、第33期選手養成に備えるため、訓練用500m競走路の改修を実施し、9月初旬に完成した。

イ. 訓練

登録選手のうち一般社団法人全日本オートレース選手会の支部役員を対象に公営競技選手としての自覚並びに社会人としての教養を高め、指導者としての素養の向上を主眼として、指導者中央訓練を1回実施した。

また、登録選手全員を対象に走行、整備、スタート等の事故防止対策として、一般社団法人全日本オートレース選手会が支部毎に年4回実施する特別訓練に対して

所要の助成を行うとともに、事故防止対策の強化を図った。

(6) 選手の表彰

① 特別表彰

平成 28 年の表彰選手の選考については、表彰選手選考委員会において、次のとおり表彰選手を決定した。表彰は平成 29 年 2 月 27 日に都内のホテルで行った。

賞 名	選手名	ロッカー所在場
最優秀選手賞	鈴木圭一郎	浜 松
優秀選手賞	青山 周平	伊勢崎
	高橋 貢	伊勢崎
	中村 雅人	川 口
特別賞	中村 雅人	川 口
	鈴木圭一郎	浜 松
	佐藤 摩弥	川 口
	篠崎 実	川 口

② 一般表彰

通算勝利記録選手については、以下のとおり表彰を行った。

その他の一般表彰（フェアプレイ賞 9 名）については、各レース場で行った。

700 勝選手

選手名	ロッカー所在場	達成日	表彰
東小野正道	飯 塚	平成28年 2 月27日 浜松レース場	平成29年 3 月17日 山陽レース場
篠原 睦	飯 塚	平成28年 6 月7日 浜松レース場	平成29年 3 月17日 山陽レース場
青島 正樹	浜 松	平成28年10月26日 浜松レース場	平成29年 3 月17日 山陽レース場

500 勝選手

選手名	ロッカー所在場	達成日	表彰
金子 大輔	浜 松	平成28年 5 月6日 浜松レース場	平成29年 3 月17日 山陽レース場
鈴木 清	川 口	平成28年 7 月24日 川口レース場	平成29年 3 月17日 山陽レース場
中村 雅人	川 口	平成28年10月15日 川口レース場	平成29年 3 月17日 山陽レース場
岩崎 亮一	山 陽	平成28年 9 月15日 飯塚レース場	平成29年 3 月17日 山陽レース場
伊藤 幸人	伊勢崎	平成28年 8 月28日 浜松レース場	平成29年 3 月22日 伊勢崎レース場

10 連勝賞選手（12 連勝）

選手名	ロッカー所在場	達成日	表彰
高橋 貢	伊勢崎	平成28年12月17日 山陽レース場	平成29年2月27日 都内のホテル

（7）事故防止と公正確保

各種訓練・研修を通じ、競走の公正安全かつ円滑な実施及び事故防止の徹底を図った。また、公正確保の観点から必要な調査及び情報収集を行うとともに、関係団体・他公営競技団体と公正確保に関する意見交換を行った。

なお、競走及び競走外において不適正な行為を行い登録消除、出場あっせん規制等の措置を講じられた選手はなかった。

また、調査員会議を開催し、各場の公正連絡関係の情報交換を行った。

（8）選手共済制度に対する助成

選手共済制度の円滑な実施を図るため、必要な助成を行った。

（9）小型自動車競走場、場外車券売場の施設に係る業務

「小型自動車競走に係る業務の方法に関する規程第 126 条」及び年度計画に基づき、定期調査（3年に一度定期的に実施）を行った。

また、所轄経済産業局からの要請を受けて、施設の設置及び改修について施設関係法令及び通達との適合状況について確認するとともに、所轄経済産業局が行う確認調査に協力した。

4. 交付金の還付

「小型自動車競走法」第 21 条に基づく、平成 27 年度の小型自動車競走事業の収支が赤字であった施行者に対する交付金の還付はなかった。

5. その他オートレースに関する事業

上記以外のオートレースに関する業務についても、必要に応じて適宜行った。

第5部 自転車競技法に基づく競輪の競技実施事業

平成28年度に開催された競輪の競輪場別・施行者別・開催回数等及び本財団が受託した業務は別表のとおりである。

1. 競輪競技運営事業

(1) 競輪の競技の実施に関する事務及び執務の方針

施行者から一括委託された事務「競輪に出場する選手及び競輪に使用する自転車の競走前の検査、競輪の審判その他競輪の競技に関する事務」を、事業計画で定めた執務の方針に基づき公正かつ安全に実施した。

(2) 競輪の公正を確保するために必要な附帯業務

① 職員の研修等

ア. 競輪に係る業務の方法に関する規程第22条第6号の規定に基づく競輪審判員研修会を実施した。

イ. 審判業務の更なる向上に資するため、各特別競輪等の開催前に、当該特別競輪等の正副審判長及び各地区審判長主査を対象とした特別競輪等審判長特別研修及び全国の審判長を対象とした審判長交流研修を実施した。

また、副審判長を対象として、相互の意思疎通を図り、次期審判長の心構えを養うとともに、共通の審判理念に基づく統一的な審判判定を保持することを目的とした副審判長研修を実施した。

② 業務の連絡調整及び改善研究等

本財団の競技実施業務の円滑、適正な実施、業務の改善研究及び各部門間の連絡調整等を図るために業務連絡会議を開催した。

- ・ 番組編成、検車、選手管理及び審判の相互連携の下、競輪競技運営業務の適正円滑かつ統一的な実施及び事故の未然防止のため、競輪業務部、地区本部及び支部の担当者による業務担当者会議を開催した。
- ・ 審判業務については、常に統一的な審判判定を保持し更なる信頼の向上を図るため、特別競輪等審判長特別執務を実施した。なお、同特別執務は、平成28年10月に新設された審判長団の結成に伴い共同通信社杯（同年9月）をもって廃止され、その任は審判長団へ引き継がれた。また、審判長特別研修等の各種研修会を通じて審判員の意思統一を図った。

また、効率的な執務体制の構築に向けて、ミッドナイト開催（小倉競輪場）において各走路審判塔等にカメラを設置し走路審判員の目線の確認を行い、その状況を踏まえて検討した結果、決勝審判からの現認により担保することで第1コーナー及び第4コーナー審判員を減員することが可能との方向性を確認した。

センターポールカメラについては、平成28年度中に千葉及び熊本を除く41場でデジタル化が進められ、審判用映像の収録についても、平成28年4月より、磁気テープからブルーレイディスクへ変更した。

- ・ 番組編成業務については、特別競輪等開催時（一部4日制開催を除く）における番組編成長特別執務を実施し、それぞれの特別競輪等の特色を考慮したより興味ある番組の提供に努めるとともに、各地区本部・支部の番組編成長主査による意見交換会を実施し、番組編成に係る諸課題の対応策を取りまとめた。

- ・ 選手管理業務については、各地区本部・支部の選手管理長主査による選手管理部会を実施し、選手管理に係る諸課題の対応策を取りまとめた。
- ・ 検車業務については、各地区本部・支部の検車長主査による検車部会を実施し、検車に係る諸課題の対応策を取りまとめた。
- ・ 総務及び経理事務について、一般事務の効率化・統一化・合理化を進め、円滑な実施及び連絡調整を図るために、総務担当者会議及び経理担当者会議をそれぞれ開催した。

③ 競輪選手に関する業務及び競輪選手に対する指導

- ア. 日競選との意思の疎通を図り、相互理解の下における協力体制を確保するために連絡会議等を開催した。
- イ. 日競選が競輪選手に対して行う、競輪選手としての資質及び技能の向上・健康管理及び適正な選手生活のあり方等の指導・教育を目的とした研修・訓練会等への講師の派遣その他の協力を行った。

2. 競輪開催関連事業

(1) 車券発売等業務

施行者から委託された車券の発売等に関する事務を関係法令及び本財団の業務規程等（以下、「法令及び規程等」という。）に基づき適正に実施した。

(2) 競輪開催宣伝業務

施行者から委託された競輪の開催に係る宣伝に関する事務を法令及び規程等に基づき適正に実施した。

(3) 競輪場等場内整理業務

施行者から委託された入場者の整理その他競輪場内の整理に関する事務を法令及び規程等に基づき適正に実施した。

競輪場内の警備を委託された競輪場においては自衛警備隊を組織して置き、所轄の警察署その他の関係機関と緊密な連携を保ち、不法及び迷惑行為の防止並びに暴力団の入場禁止及び退場措置等を講じて競輪場内の秩序維持と競走の安全を確保した。

さらに、競輪場内の警備業務に関する研修等を実施した。

(4) 小倉競輪場における競輪開催業務

平成 18 年度から本財団が北九州市から受託した「小倉競輪の包括委託」は、本年度も業務の改善・効率化を積極的に行った結果、大胆なコスト削減と受託当初からの最大の命題であった「単年度での黒字化への転化」を達成し、施行者（北九州市）の負託に応えた。

(5) 前各号以外の競輪事業に附帯する業務

施行者から G Ⅲ 及び特別競輪等におけるイベント、式典及び演出等に関する事務、施行者業務の補助業務等競輪開催に附帯するその他の事務を別表のとおり受託し、適正、円滑に実施した。

(6) 競輪関係団体等が行う競輪関係事業への支援業務

競輪関係団体等から要請を受け、競輪事業に必要な次の事務を適正に実施した。

① 公益社団法人全国競輪施行者協議会

競輪開催に伴う競輪選手参加旅費の支払事務代行業務並びに選手拠点駅及び選手最寄駅に関する登録等管理事務の代行業務

② 一般財団法人全国競輪選手共済会

競輪開催において発生した選手の傷病等の災害補償等に関する事務

③ 一般社団法人日本競輪選手会

各競輪場における選手の日競選会費の徴収及び送金に関する事務

④ 競輪施行者が行う報道への協力

競輪開催時（特にGⅢ及び特別競輪等）における競技情報提供等の協力

別表（自転車競技法第 40 条に基づく競輪の競技実施事業実施状況）

競輪場	競輪施行者名	開催回数		開催日数		競輪競技 運営事業	競輪開催事業			
		通常 (回数)	目的 (回数)	通常 (日数)	目的 (日数)		車券発売 等事業	競輪開催 宣伝事業	競輪場等 整理事業	その他の競 輪附帯事業
函館	函館市	12		49		○	○			
青森	青森市	15		67		○	○			
	宇都宮市	1		6		○	○			
いわき平	いわき市	12		46		○	○		○	
弥彦	弥彦村	11		43		○	○			
前橋	前橋市	12		58		○	○			
	弥彦村	1		6		○	○			
	宇都宮市	1		6		○	○			
	立川市	1		6		○	○			
取手	茨城県	11		40		○	○			
	取手市	1		6		○	○			
宇都宮	宇都宮市	10		40		○	○			
大宮	埼玉県	12		46		○	○			
西武園	埼玉県	12		52		○	○			
立川	立川市	11		43		○	○		○	○
京王閣	東京都十一市競輪事業組合	12		46		○	○		○	
松戸	松戸市	12		47		○	○			○
千葉	千葉市	12		46		○	○			
川崎	川崎市	13		49		○	○			
平塚	平塚市	12		46		○	○		○	○
小田原	小田原市	13		49		○	○		○	○
伊東温泉	伊東市	13		48		○	○			
静岡	静岡市	12		46		○	○			
名古屋	名古屋競輪組合	12		46		○	○		○	
豊橋	豊橋市	10		40		○	○			
岐阜	岐阜市	12		46		○	○		○	
大垣	大垣市	10		40		○	○		○	
松阪	松阪市	12		46		○	○			
四日市	四日市市	12		49		○	○			
富山	富山市	12		46		○	○			
福井	福井市	12		46		○	○	○	○	○
京都向日町	京都府	12		46		○	○		○	○
岸和田	岸和田市	10		40		○	○		○	
奈良	奈良県	12		58		○	○		○	○
	熊本市	1		3		○	○			
和歌山	和歌山県	12		46		○	○		○	
玉野	玉野市	13		62		○	○			
	大垣市	2		12		○	○			
	高松市	2		12		○	○			
広島	広島市	12		46		○	○		○	
防府	防府市	10		40		○	○			
高松	高松市	10		40		○	○			
松山	松山市	12		46		○	○			
高知	高知市	12		58		○	○			
	小松島市	2		12		○	○			
小松島	小松島市	10		40		○	○			
小倉	北九州市	18		94		○	○	○	○	○
	岸和田市	2		12		○	○	○	○	○
	防府市	2		12		○	○	○	○	○
	武雄市	1		6		○	○	○	○	○
	熊本市	2		10		○	○	○	○	○
久留米	久留米市	12		43		○	○			
	熊本市	3		10		○	○			
武雄	武雄市	11		55		○	○			
佐世保	佐世保市	12		58		○	○			
	豊橋市	2		12		○	○			
	熊本市	1		3		○	○			
別府	別府市	12		46		○	○			
熊本	熊本市	0		0		○	○			○
合計		524	0	2172	0					

青森市 上記開催回数及び日数にミッドナイト競輪開催 7 回 33 日を含む
弥彦村 上記開催回数及び日数にミッドナイト競輪開催 1 回 6 日を含む（前橋競輪場で開催）
前橋市 上記開催回数及び日数にミッドナイト競輪開催 4 回 24 日を含む
宇都宮市 上記開催回数及び日数にミッドナイト競輪開催 2 回 12 日を含む
（青森、前橋競輪場で開催）
埼玉県 上記開催回数及び日数にミッドナイト競輪開催 2 回 12 日を含む（西武園競輪場で開催）
立川市 上記開催回数及び日数にミッドナイト競輪開催 1 回 6 日を含む（前橋競輪場で開催）
豊橋市 上記開催回数及び日数にミッドナイト競輪開催 2 回 12 日を含む（佐世保競輪場で開催）
大垣市 上記開催回数及び日数にミッドナイト競輪開催 2 回 12 日を含む（玉野競輪場で開催）
岸和田市 上記開催回数及び日数にミッドナイト競輪開催 2 回 12 日を含む（小倉競輪場で開催）
奈良県 上記開催回数及び日数にミッドナイト競輪開催 4 回 24 日を含む
玉野市 上記開催回数及び日数にミッドナイト競輪開催 4 回 24 日を含む
防府市 上記開催回数及び日数にミッドナイト競輪開催 2 回 12 日を含む（小倉競輪場で開催）
高松市 上記開催回数及び日数にミッドナイト競輪開催 2 回 12 日を含む（玉野競輪場で開催）
高知市 上記開催回数及び日数にミッドナイト競輪開催 4 回 24 日を含む
小松島市 上記開催回数及び日数にミッドナイト競輪開催 2 回 12 日を含む（高知競輪場で開催）
北九州市 上記開催回数及び日数にミッドナイト競輪開催 6 回 36 日を含む
武雄市 上記開催回数及び日数にミッドナイト競輪開催 1 回 6 日を含む（小倉競輪場で開催）
武雄市 上記開催回数及び日数にミッドナイト競輪開催 2 回 12 日を含む
佐世保市 上記開催回数及び日数にミッドナイト競輪開催 4 回 24 日を含む
熊本市 上記開催回数及び日数にミッドナイト競輪開催 4 回 16 日を含む
（奈良、小倉、佐世保競輪場で開催）

第6部 競輪の公正かつ安全な開催運営及び発展に貢献する車両情報システムの安定かつ安全な運用管理及び開発事業

1. 車両情報システムの移行

平成 28・29 年度に段階的に移行する次期車両情報システムについて、一次稼働の移行を平成 28 年 4 月に実施した。また、平成 29 年度に予定している二次稼働に向けて、開発作業及び全体接続試験を実施するとともに開発工程の進捗管理に万全を期すため、外部有識者による監査を適宜実施した。

2. 車両情報システムの安全な運用管理

(1) 車両情報システムの安定運用

車両情報システムの安定運用を図るため、障害対応訓練及び計画的なシステム点検を実施した。

また、障害発生時の対応として、一斉通報システムを使用し、拠点との情報共有と連絡体制を一層強化した。

(2) 車両情報システムの安全確保

個人情報保護法を遵守するとともに、不正アクセスの防止を図り、車両情報システムへのアクセス制限など管理を徹底した。併せて、機器点検を定期的実施し、障害の未然防止に努めた。

また、平成 29 年 4 月の次期車両情報システム二次稼働に向けて、耐障害性を高めるために受入試験を実施するとともに、新機能の習得及び運用操作ミスの防止を図り、拠点運用者に対する講習会を実施した。

3. 車両情報システムの研究開発

車両情報システム全般に亘る情報を収集して、現行システムの改善点について検討し、システム対応等について、措置を決定した。また、将来の車両情報システムの形態やサービス、情報データの活用方法のあり方について検討した。

4. 車両情報システムに係る適正な調達の実施

車両情報システムに係る調達手続きに関し、「競輪情報システム評価委員会」に諮り、適正な調達を実施した。

5. その他車両情報システムに関する事業

上記以外の車両情報システムに関する業務についても、必要に応じて適宜行った。

第7部 自転車競技スポーツの普及及び振興に関する事業

1. 地域における自転車競技者層の底辺拡大

自転車競技の普及のため、各都道府県の自転車競技団体等が実施する自転車競技大会に後援及び助成（16 団体 141 万円）を行い、自転車競技者層の底辺拡大及び技能向上に寄与した。

2. その他関連事業

名古屋市名城公園サイクリングコースにおいて、計 78 日間の開催で延べ 43,657 名（障がい者優待 51 名を含む）の利用者があり、安全な環境の中で幅広い年代層に自転車の利用を通じて、健康増進、体力向上、自転車競技に関する情報の提供に寄与した。また、ボランティア団体（NPO）が主催する「チャレンジ・タンデム」に協力し、視覚障がい者に対し、自転車乗車体験の場を提供した。さらに他の障がい者を対象とした優待制度を開始し、自転車に乗車する機会を提供した。

第8部 本財団の目的を達成するために必要な事業

1. ガバナンスの強化

競輪・オートレースの活性化を目指すため、マーケティング機能を強化するにあたり、社会経済指標と競輪の売上動向との関連性の分析や、競輪場来場者の属性等の調査を実施した。

競輪事業においては、最高意思決定機関である「競輪最高会議」において、また、オートレース事業においては、「小型自動車競走運営協議会」において、それぞれ決定された事項について迅速に対応・実施した。

2. 方針管理・業務改善

JKA中期計画・年度方針に基づく方針管理・業務改善（PDCA）の実践により、業務の標準化・インフラ整備を推進するとともに、人材育成を行い、機能的な組織への変革と攻めの業務の強化を通し体質強化を図った。

3. 組織機能の強化と事業の効率化

（1）組織機能と事業の効率化

組織機能と事業の効率化を図るため、競輪事業については、組織の見直しを行い、平成29年4月より、3地区本部制への移行、システム事業課とシステム企画課の統合等、組織の集約化を行う一方、経営戦略室と業務評価部門を統合した「経営戦略・業務評価部」の新設、諸規程及び諸制度の統一化や採用業務等強化のため人事課を「人事室」へ格上げする等、JKA中期計画に基づく「攻めの部門」を拡充することとなった。

また、事務所については、都内近郊4か所（南関東地区本部は平成28年11月に本部に移転済）にあった事務所を集約することにより、部署間の壁をなくし、情報の共有化、事業実施と経営判断の迅速化を図ることを目的として、平成29年10月に本部、東日本地区本部、有明事業所の3つの事業所を品川に統合・移転することとした。

（2）自転車競技振興の体制強化

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた伊豆ベロドロームの改修計画について、一般財団法人日本サイクルスポーツセンターと定期的に打ち合わせを行い、情報収集を行った。

（3）経理事務の効率化

一般競争入札、企画提案競争等を積極的に実施し、契約の競争性及び透明性の向上を図るとともに、部門を横断した業務の標準化と公益目的事業区分の見直し等を通じ、本財団の経理事務の一層効率的な実施に努めた。

4. 事業の適正化

（1）監査

① 監事監査の補佐

監事の命を受けて、監事監査の事前監査を実施しその結果を報告するとともに、監事監査業務の補佐を行った。

② 補助金確定後の監査

平成28年度監査対象として、機械工業振興補助事業及び公益振興補助事業の補助金

の額の確定後の監査要領第2条第1項第1号に該当する監査を4件、第2条第1項第2号に該当する監査を3件、第2条第1項第3号に該当する監査を6件、第2条第1項第4号に該当する監査を2件及び臨時監査（平成28年熊本地震発生に伴い補助をした災害備蓄品の使用状況等の監査）を1件の計16件の監査を実施した。

(2) コンプライアンス

更なる法令順守の徹底を図るため、平成29年4月より内部監査・業務評価室の監査部門を独立させて「監査室」を設置することとし、事業の透明性・公平性を確保する体制作りを行うべく、組織規程の改正作業を実施した。

(3) 情報セキュリティの確保と個人情報・法人文書の管理

業務評価部門の人員の拡充を行い、システムへの不正アクセスや情報漏えいの対策を講じるための情報セキュリティポリシーを新たに設定することを目的に情報セキュリティ委員会を設置する等、情報セキュリティ確保のための体制作りを行った。

5. 不動産賃貸事業

本財団の目的を達成するために、本財団が所有する土地及び建物の資産を有効に活用する事業を行った。

平成 28 年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

平成 29 年 6 月
公益財団法人 J K A